

蒲 監 第 127 号  
平成31年 3月 8日

請 求 人 様

蒲郡市監査委員 草 次 英 夫

同 永 川 貴 士

同 大 竹 利 信

蒲郡市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

平成31年1月10日付けで提出された標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第1 請求の受付

1 請求人

（省 略）

2 請求のあった日

平成31年1月10日

### 3 請求の内容

請求人から提出された蒲郡市職員措置請求書による主張事実の要旨及び措置請求を次のように解した。

#### (1) 請求の要旨

蒲郡観光協会（以下「協会」という。）は、平成29年度蒲郡市竹島地区観光地域振興助成金（以下「助成金」という。）の交付がなかったとしても発生する協会維持費（以下「協会維持費」という。）を恣意的に観光事務費とし、その全額を助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）として計上した。

蒲郡市（以下「市」という。）は、合理的根拠もなく、蒲郡市竹島地区観光地域振興助成金交付要綱第3条を拡大運用することで、協会維持費の全額を助成対象経費としたことは、他の助成制度と比較して著しく公正性、公平性を欠き、市に協会維持費1,317,474円の半額658,587円の損害を与えた。

また、特に勤務内容が変わらないにもかかわらず、事務職員人件費が前年に比べて、32万円（140%）増えている。（事務職員は別途、指定管理事業、園地管理委託事業の給与有り。）市はその理由について、人件費の増減については協会が決めることであり、関与しない立場であると回答している。公金がどのように使われているかについて関心がないことは、管理監督責任の放棄といえる。

よって、監査委員は、市長に対し、次の措置を講ずるよう勧告されたい。

なお、請求人の主張する協会維持費1,317,474円の内訳は、次のとおりである。

ア 事務員給料	960,000円
イ 年末報奨金	150,000円
ウ 電話代	30,690円
エ ガソリン代	33,534円
オ パソコンインク・USB代	15,005円
カ 消耗備品	15,223円
キ 支出明細書	8,100円
ク ゴム印	4,330円
ケ 事務局長名刺	1,000円
コ 事務消耗品（ポリ袋、スペアキー）	592円
サ コピーFAX借料	40,000円
シ 料理長研修会費（企画推進委員会）	3,000円
ス 企画委員会賄費	6,000円
セ 竹島周辺修景化事業協賛金	50,000円

(2) 措置請求の内容

ア 市長に対し、協会へ助成金に係る不当利得658,587円の返還請求をすることを求める。

イ 市長に対し、協会から当該不当利得の返還がなされない場合、同額を弁済することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求については、法第242条の規定による所定の要件を具備しているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

市が平成29年度に支出した助成金が、違法又は不当な公金の支出にあたるか否か。また、当該支出により市に損害が生じているか否か。

2 監査対象部局

産業環境部観光商工課

関係職員等の調査

本件請求の監査を実施するにあたって、産業環境部観光商工課に対し、平成31年2月19日に課長及び関係職員の出席を求めたほか、弁明書及び証拠書類並びに資料の提出を求め、調査を行った。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、平成31年2月15日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。これに対して、新たな証拠が提出され、請求内容の補足説明がなされた。

### 第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

(結論)

本件請求は、理由がないものと判断し、これを棄却する。

以下に、その理由について述べる。

#### 1 事実関係の確認

監査の結果、次の事項について確認した。

##### (1) 蒲郡市竹島地区観光地域振興助成金交付要綱について

(趣旨)

第1条 この要綱は、協会が管理する竹島駐車場の前年度使用料収入の一部を助成金として交付することにより、観光施設の美化活動を推進し、良好な観光施設の維持管理に寄与するとともに、協会の運営を通して観光振興の推進及び地域の活性化並びに公共の利益増進を図ることを目的とし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業及び助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、第1条の目的を達成するために必要な協会の運営事業その他事業とし、助成対象経費は、助成事業の実施に必要な経費のうち助成金の交付の対象として市長が認める経費とする。

2 助成事業に要する経費のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、助成金の交付の対象としない。

- (1) 交際費及び慶弔費
- (2) 政治活動又は宗教活動に関わる経費
- (3) 蒲郡市観光協会に支出している会費及び負担金
- (4) 市への金銭的な寄附
- (5) 積立金
- (6) 市が別に委託する管理委託業務に係る経費
- (7) その他市長が助成することが適当でないと認める経費

(2) 助成金の支出について

ア 交付先 蒲郡観光協会

イ 交付額 4,978,000円（平成29年5月23日から平成30年4月26日までの支払額合計）

(3) 協会による本件請求に関する費用の支出について

ア 事務員給料	960,000円
イ 年末報奨金	150,000円
ウ 電話代	30,690円
エ ガソリン代	33,534円
オ プリンターインク、USBハブ、印刷インク、電池代	15,005円
カ 消耗備品費	15,223円
キ 支出明細書印刷代	8,100円
ク ゴム印代	4,330円
ケ 事務局長名刺代	1,000円
コ 事務消耗品費（ポリ袋、スペアキー）	592円
サ コピーFAX借料及び事務連絡補助経費等	40,000円
シ 料理長研修会費（企画推進委員会）	3,000円
ス 企画委員会賄費	6,000円
セ 竹島周辺修景化事業協賛金	50,000円
ソ 合計	1,317,474円

2 請求人の主張と監査対象部局（産業環境部観光商工課）の説明

請求人は、前記(3)でいう費用が、助成金の交付の有無に関係なく発生するものであるから、その金額の半額相当は、協会の自主財源で負担すべきと主張している。

これに対し、観光商工課は、上記費用について、協会が竹島地区の観光推進を図る上で、運営・活動を行うために支出することが適当と認められる費用であり、蒲郡市竹島地区観光地域振興助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第1条の趣旨及び第3条第1項で規定する助成事業に係る経費に該当し、要綱第3条第2項各号で定める助成対象外経費にはあたらないことから、当該費用を助成対象経費とし、助成金を支出したことは、妥当なものであると説明している。

### 3 監査委員の判断

以上の事実関係の確認、監査対象部局の弁明書及び説明並びに関係資料の調査等を総合して、以下判断について述べる。

助成金については、要綱第1条において、その目的が「協会の運営を通して観光振興の推進及び地域の活性化並びに公共の利益増進を図ること」、要綱第3条第1項においては、その用途について「助成事業は、第1条の目的を達成するために必要な協会の運営事業その他事業とし、助成対象経費は、助成事業の実施に必要な経費のうち助成金の交付の対象として市長が認める経費とする。」とそれぞれ規定されている。また、要綱第3条第2項においては、助成金の交付の対象としない経費を「(1) 交際費及び慶弔費、(2) 政治活動又は宗教活動に関わる経費、(3) 蒲郡市観光協会に支出している会費及び負担金、(4) 市への金銭的な寄附、(5) 積立金、(6) 市が別に委託する管理委託業務に係る経費、(7) その他市長が助成することが適当でない」と認める経費」と定めている。

このことから、助成金については、要綱第3条第2項各号で規定される経費を除いた要綱第3条第1項に該当する協会の運営事業、観光振興及び地域振興事業に係る経費が全て助成対象となると解しうるることとなる。

また、法第242条第1項に規定する財務会計上の行為のうち裁量的行為について、それが違法となるのは、裁量権の逸脱又は濫用があった場合であり（平成25年3月28日最高裁判決）、それが不当となるのは、裁量権の逸脱又は濫用に至らない程度の不合理な行使があった場合であると解するのが相当であり、例えば、受給者に特別の利益を供与するため、当該受給者に対する交付額を恣意的に増額した場合は裁量権の逸脱又は濫用として、違法に該当し、これに対し、行政内部の支給基準の運用を誤って、交付額を結果的に増額してしまったような場合は、裁量権の逸脱又は濫用に至らない程度の不合理な行使として、不当となるものと解されている。

これを本件についてみると、請求人が助成対象外経費であると主張する費用のうち、事務員の人件費、通信運搬費、事務消耗品費、賃借料（事務連絡補助に係る経費を含む）、食糧費については、協会の運営に必要な事務的経費に該当し、研修費及び協賛金は、竹島地区の観光振興及び地域振興に資する経費と認めることが相当と解され、その用途に何ら違法性がなく、社会通念上是認しうる限度を超えないことも明らかであり、要綱第1条及び第3条第1項で定められた目的や用途に合致し、要綱第3条第2項で規定された助成対象外経費のいずれにも該当しないと考えられ

る。

また、支出に至る手続きにおいて、市が協会に特別な利益を供与するための恣意的な行為や規則及び要綱についての運用誤りも認められないことから、裁量権の逸脱又は濫用があるとはいえず、また、裁量権の不合理的行使があるとはいえない。

よって、本件支出を助成対象と認めた市の判断は、妥当なものである。

以上のとおり、市が平成29年度に支出した助成金が、違法又は不当な公金の支出にあたることは認められず、また、当該支出により市に損害が生じているとも認められないことから、本件請求には理由がないものと判断した。

#### 付 記

本件請求について、監査委員の判断は以上のとおりであるが、助成金の交付にあたっては、市民の批判や疑念を招くことのないよう、助成対象経費の算定根拠を明確にするため、相応の基準を設定するなど、事務手続きの透明性の確保を図るとともに、今後も適正な制度運用に努められることを望むものである。